

# 総務文教常任委員会

平成19年6月11日(月)

## 総務文教常任委員会

日 時 平成19年6月11日(月)午前10時00分開会 - 午前10時40分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 奥野委員長、反保副委員長、中原、岡本、辻下(文)、辻下(正)、小川、竹内  
鍛冶副議長、出口監査委員

欠席委員 なし

傍聴議員 谷本、田代、和田

出席理事者 石田町長、平副町長、田中教育長、中口総務部長、嶋本総務部理事、古田総務部理事、  
南総務部副理事兼総務法制課長、亀崎総務部危機管理課長、  
四至本総務部行財政改革課長、竹本企画部長、廣田企画部秘書課長、  
保井企画部企画人事課長、谷下企画部人権推進課長、  
淵原会計管理者副理事兼会計課長、岡田教育部長、岡本教育部副理事兼生涯学習課長、  
唐門教育部学校教育課長、嶋坂教育部指導課長、山路教育部指導課参事、  
谷口教育部副理事兼淡輪公民館長、  
一本教育部副理事兼青少年センター・文化センター所長、  
酒井給食センター所長、茂野淡輪幼稚園長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

奥野委員長 皆さん、おはようございます。

本日は、本委員会への出席、ご苦労さまです。

ただいまの出席委員は8名、全員出席です。

理事者については全員出席です。

定足数に達しておりますので、これより総務文教委員会を開催します。

議案の審議に当たりましては、十分意を尽くされましてご審議いただき、あわせて議事が円滑に運びますよう、ご協力をお願いします。

なお、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにさせていただくよう、お願いいたします。

6月5日の本会議において、本委員会されました議案4件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

その前に、会議の進め方について、委員の皆さん、何かご意見ございませんか。

(「委員長一任」の声あり)

奥野委員長 ありがとうございます。それでは、私の方から進めさせていただきます。

なお、質疑についての理事者の答弁は、答弁者の所属部署と氏名を言ってからお願いします。

議案第50号「平成19年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件」のうち、本委員会に付託された案件について、議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

嶋坂教育部指導課長 委員会資料1ページをご参照をお願いいたします。

平成19年度一般会計補正予算(第1次)資料、歳入についてご説明いたします。

国庫支出金、教育費委託金としまして、508万8,000円の補正をするものであります。これは幼児教育支援センター事業に充当するものでございます。充当率は100%でございます。事業の詳細は歳出の方でご説明いたします。

続きまして、府支出金、教育費補助金としまして、74万円の補正をするものであります。これは、おおさか元気広場推進事業に充当するものでございます。充当率は3分の2でございます。事業の詳細は歳出の方でご説明いたします。

以上です。

四至本総務部行財政改革課長 引き続きまして、歳入について説明いたします。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして、271万2,000円を補

正するものでございます。内容につきましては、本補正に伴います財源調整でございます。  
亀崎総務部危機管理課長 続きまして、諸収入、雑入でございます。補正予算額といたしまして4  
2万8,000円。財源の内訳といたしまして、消防団員等公務災害補償等共済基金から  
追加給付され、消防団員の退職報償金に充当するものでございます。

続いて、歳出をご説明したいと思います。2ページをご参照願います。

消防費、消防総務費でございます。補正予算額が26万6,000円でございます。こ  
れにつきましては、国の消防団員公務災害補償等責任共済に関する法律が一部改正されま  
して、本年4月1日から施行されております。それに伴う掛金の1人当たり2,000円  
が引き上げられ、それに対する補正でございます。補正予算が26万6,000円でご  
ざいます。

続きまして、同じく消防総務費で、退職報償金関係、補正予算額が44万9,000円  
でございます。4月1日に3名の団員が追加退団されました。そのうち2名の退団者の退  
職報償金の補正をお願いするものでございます。財源内訳といたしまして、歳入でご説明  
したとおり、消防団員等公務災害補償基金より42万8,000円、一般財源2万1,0  
00円となっております。

以上でございます。

嶋坂教育部指導課長 教育費、おおさか元気広場推進事業としまして、111万円の補正をするも  
のでございます。内訳としまして、報償費60万円、需用費51万円に充當いたします。  
この事業は、文部科学省と厚生労働省が連携し、総合的な放課後対策として実施する放課  
後子どもプランのうち、文部科学省の放課後子ども教室推進事業を活用し、放課後や週末  
等に安全で安心な子供の活動場所を確保するとともに、地域の人々の参画、協力を得て、  
子供を主体とした体験交流活動等の活性化を図ることによって、地域社会が一体となって、  
子供の豊かな成長をはぐくむ取り組みを推進する事業です。

続きまして、幼児教育支援センター事業としまして、508万8,000円の補正をす  
るものでございます。内容としまして、報償費223万5,000円、旅費32万5,0  
00円、需用費159万9,000円、役務費28万4,000円、使用料及び賃借料2  
4万円、備品購入費40万5,000円に充てるものでございます。この事業は、幼児教  
育を地域に開かれたものにしていくとともに、地域で幼児教育の振興のための取り組みを  
支援するため、保育カウンセラー等の専門家から成る幼児教育サポートチームを設置して、  
地域の関係機関と連携を図り、岬町内の幼稚園等施設、家庭等を支援する体制の整備を目

指す事業です。

資料をごらんください。A 4、1枚なのですが、資料の中ほどに幼児教育支援センター事業運営委員会というのがございます。運営委員会の体制づくりを行います。構成メンバーは、大学の先生、保育カウンセラー、校長OB、そして、町内の各校園所長などで構成いたします。年6回程度開催する予定です。運営委員会等で事業計画の企画を考え、具体的には、幼児教育サポートチームとして、保育カウンセラー、幼小連携アドバイザーが教諭や保護者へのカウンセリング、子育て講座など、また、幼小連携の推進やカリキュラム編成の支援などを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

唐門教育部学校教育課長 中学校費、中学校養護学級費として、30万5,000円の補正をするものです。内容としましては、平成19年度から岬中学の養護学級在籍生徒数が7名在籍することになり、国基準8名で1クラス扱いですが、大阪府との協議の結果、1クラス増の2クラスとなり、そのため養護学級の教室を確保する必要があり、その改修費用として25万6,000円と、黒板として活用するホワイトボードの購入代4万9,000円の補正をお願いするものです。財源内訳は、一般財源で30万5,000円です。

以上です。

奥野委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見はございませんか。

中原委員 何点が質問させていただきたいと思います。

おおさか元気広場推進事業についてなんですけれども、これは放課後子どもプランの一環ということで、今ご説明をお聞きしたんですけれども、これの実施時期ですとか、内容について、少し詳細にご説明いただきたいと思います。

それから、幼児教育支援センター事業という事業について、今、資料もいただきまして、ご説明いただいたところなんですけれども、この事業について、幼児教育のサポートということで、子育ての不安を解消していくというような視点も含まれておるようなんですけれども、この事業、大変ご苦労されてとってこられたという経緯を少しお聞きしておりますので、そのあたり少しご説明いただけたらなと思います。

それから、消防総務費について、追加退団が3名あったということをお聞きしましたけれども、地域の防災や消防について、地域の皆さんの団員さんのご協力をいただいて、地域を守っている努力をされているところだと聞き及んでおりますけれども、退団があったということで、今後の地域住民の皆さんの安全を守るという視点から、その後支障はない

のかという3点について、お聞かせいただきたいと思います。

嶋坂教育部指導課長 中原委員の質問にお答えいたします。

まず最初ですが、おおさか元気広場の推進事業は、2学期、9月から実施予定しております。内容としては、具体的には、小学校の児童を対象に、放課後対策として、週に2回程度、放課後学習を予定しております。各校に学習アドバイザー、多分大学生ぐらいになるかと思うんですけれども、2名を配置して、学校教育との連携を図りながら学習活動を支援していきたいと考えております。

続きまして、幼児教育支援センター事業につきましては、この事業、文科省の事業ということで、国の事業をとるに当たって岡田教育部長の方が文科省の方まで出向いていただきまして、ぜひということで質疑がございますので、詳しくお話してくれるかと思っております。お願いします。

岡田教育部長 この幼児教育支援センター事業は、2年間の事業で、平成18年に全国で7地域、今年度、19年度で7地域と。実際稼働しているのが14地域でございます。今までは堺市とか豊中市とか、そういう大きなところが受けてきたんですけれども、岬町というサイズは小さいけれども、より幼稚園、保育所、小学校が連携しやすい状況にあるので、ぜひともこの事業を岬町に持っていききたいと、そういうことで説明したところですね、そのプランについて、なかなか私立幼稚園も含んで協力していただくというのが今まで少なかったもので、ぜひとも岬町にお願いをしたいと。そういうふうなことで、事業の中身としましては、各幼稚園、保育所のサポートであるとか、あるいは保育カウンセラーの活用ということになるんですけれども、岬町の子供は、行く先は保育所であっても、幼稚園、また私立幼稚園であっても、行く先は別々であっても、岬町の子供は岬町で育てようと、そういう支援の事業でございます。

2年間することによって、実際に岬町の取り組みが全国的にモデルとなって、こういう連携が可能ではないか、こういうサポートが可能ではないかと、そのようなことでの成果が得られるのではないかと、そのように考えております。

以上です。

亀崎総務部危機管理課長 ご質問の消防団員の退団なんですけども、今回、諸般の事情で3名の方が消防団を退団されました。よって、地域の安全を守れるかという点なんですけども、その補充といったら何ですけども、区長会等々を通じて、その補充に対しては促しており、募集もかけております。組織的には何ら問題ないと、私も考えております。

ただし、前々から、消防団員の削減問題もございまして、新旧交代、高齢者もふえてきましたんで、若い世代の方に消防団員の加入も促しております。ちょうどその時期になりまして、現在、119名ですが、それを将来的に、我々108名の団員を確保し、岬町の安全を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

中原委員 おおさか元気広場の実施についてご説明いただきましたけれども、今も2学期から週に2回実施していく予定だということでお聞きしましたけれども、以前にも保護者の方から、放課後子どもプランについては、一般紙なんかでも早い時期から紙面に載るなどして、保護者の皆さんの関心を集めておった問題でもあると思うんですけれども。早く実施してもらえないのかという要望ですとか、期待とか、複数の方から、私受けておりまして、その中でも、特に小4以上の子供を持つ親からの要望が非常に強かったんですね。といいますのは、学童保育が、現在、小学校3年生まで対象となっておりますので、4年生からの我が子の放課後を案じてということで、本来は学童保育の年齢を引き上げるべきだと、私は考えますけれども、小4以上の子供を持つ親にとっては安全に子供を見守ってもらえるという場ということで、早くから実施してほしいという要望を聞いておりました。

以前も、教育委員会の方へ出向いて、いつごろから実施するんですかと。早く実施してほしいという声をたくさん聞いてますということはお伝えしておったわけなんですけれども、2学期からの実施ということで、保護者としましては、長い夏休みをどう乗り切るかというのが非常に大きな課題でして、そういう意味でも、夏休みから始めてもらえないかということで、強い要望を聞いておりましたもので、2学期からというのは少し残念だなという印象はあるんですけれども。2学期からにしても、子供の安全を守っていくという視点も含まれている事業でもありますので、先ほどのご説明からいきますと。子供たち、あとは保護者にとっていい事業となるように努力されますようにということをお伝えしたいと思います。

また、詳細について、もう少し、これから具体的な曜日ですとか決めていかれると思いますので、また逐一お聞きしたいと思います。

それから、幼児教育支援センター事業については、先日、教育委員会のところへ出向いてお聞かせいただいた中で、岡田部長も説明されておりましたけれども、この事業については非常に努力して、お金を取ってきた事業なんだなということをよくわかりましたんです。どうしても、お金が、どこもですけれども、厳しい中で、100%の補助とか、何割

かの補助であったとしても、子供たちのためにということで、一生懸命探されて、取るに当たっては文部科学省まで出向いてということで、こういう前向きな姿勢については、非常に高く評価したいなというふうに考えておるところであります。

この事業については、保育カウンセラーの活用ということをお話されておりましたけれども、虐待の問題とか、そういう問題にも当然視点を置いていると思うんですけれども、ボーダーライン上にある家庭とか、ボーダーライン上に置かれている状況というのは、おそらくたくさんあるんだと思うんですね。深刻な例になりましたら、専門家につないでいくという体制に入っていくんだらうと思うんですけれども、ボーダーライン上の家庭や、そこに置かれている子供たちをどうそこから引き上げていくかということがすごく今後にとっても大事な問題であろうかと思うんですけれども。そういう視点からも、せっかく努力していただいてきたお金でもありますので、有効に活用されますようにというふうに思います。

少し気になるのが、運営委員会の構成員のご説明を先ほどいただきましたけれども、大学の教授とか、園長さんとか、そういう方のものでありましたけれども、その方々がどうやって実際に家庭におられて育児をされている保護者の方の実態とか要望とか声を吸い上げて、この運営委員会の運営に反映していくのかと。大事なのは、やっぱりそれぞれの家庭とか園とか地域で起こっている現場のことが大事だと思いますので、それをどのようにしてくみ上げて、委員会での議論ですとか、あとはこの事業の運営に反映して活かしていくのかと、そのあたりについて、少しお考えがあればお聞きしたいなと思います。

それと、3点目の消防の問題については、日ごろから防災という点について、火災を発生させないということについて努力されているということをお聞きしておりますし、地域の消防団員の皆さんには、本当にご苦労いただいて、女性も男性も力を尽くしてくださってということで、頭が下がる思いでありますので、その方々にも引き続き頑張ってください、地域を守るということで、引き続き努力していただきたいと思います。

2点目の質問だけお答えいただけたらと思います。

嶋坂教育部指導課長 中原委員のおっしゃっていることはもっともだと思います。運営委員会のメンバーは、先ほど申しましたけれども、実際に動いていただくのは、実は、みさき子育てフォーラムというのがございます。それは何かと申しますと、岬町では、岬の子供の子育てを考える場をつくるために、保幼小交流会ということで、話し合いが何年も続いております。その中で、みさき子育てフォーラムというのが、町内の保育所、幼稚園、小学校、

中学校の教職員を対象なんですけれども、8年前に立ち上げております。それで、岬の子供たちのゼロ歳から15歳までの子供たちの育ちを見通して、どんな力をつけていったらいいんやろうかということで、保護者にも対してですけれども、子供たちにどんな力をつけていったらいいのかなということで、保幼小中で一緒に考えているみさき子育てフォーラムという場がございます。その場で、また運営委員会で上がってきたことなどを踏まえまして、フォーラムで、学期に2回ほどあるんですけれども、そこで具体的な動きを行っていく予定です。

それと、保育カウンセラーなんですけれども、職務内容としまして、先ほど、中原委員がおっしゃってましたけれども、虐待を未然に防ぐための啓発活動でありますとか、グループ指導でありますとか、幼稚園教員、保育所の保育士さんへの専門的支援でありますとか、もろもろいろんなことを抱えた、子育てにかかわるいろんなことを抱えた問題をカウンセラーの先生がアドバイザーとして、各保育所や幼稚園または小学校を回っていただくということで、現場に出向いて、すぐ問題をキャッチするということで行っていきなと考えております。

以上です。

中原委員 また、この運営委員会については、みさき子育てフォーラムというところが、実際は動いていくであろうというお話でしたので、そのフォーラムなんかにもまた参加させていただく機会もあろうかと思しますので、今後いろいろとその努力の成果を見せていただけたらなと思うところであります。

保幼小交流会というのは、おそらく苦労して続けておられるのではないかなと、今ちょっとお話を聞いて、ふと思ったんですけれどもね。ふだんの勤務を終えた後、おそらく集まって会議を持たれているんだろうというふうに考えますので、先生方の努力が実りますように。最終的には、やはり子供たちにどういう利益をもたらすのかというのが結果です。そういう視点に立って、今後も頑張っていたいただきたいなと思います。

現場に出向いて、保育カウンセラーに何かあったらキャッチしていただくということで、現場の声も反映できるようにという体制も考えておりますけれども、さまざまな事業について、子どもの権利条約、子供の最善の利益という視点を貫いていただいて、今後も努力していただきたいなと思います。

以上です。

奥野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 なければ、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第50号「平成19年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

奥野委員長 満場一致であります。よって、議案第50号のうち、本委員会に付託されました案件は可決されました。

議案第51号「平成19年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2次)の件」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

谷下企画部人権推進課長 それでは、資料の3ページをお開きください。

平成19年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2次)の件について、ご説明させていただきます。

まず、歳入でございますけれども、諸収入の貸付元利収入といたしまして、今回、397万円の補正をするものです。これにつきましては、住宅新築資金の貸し付けを受けた者のうち、昭和61年に住宅新築資金と宅地貸付資金分の貸し付けを受けておりました方の2名の方から繰上償還の申し入れがございました。その繰上償還額でございます。

次に、歳出でございますけれども、先ほどの貸し付けにつきましては、起債をもって対応しておりますので、今回の繰上償還に伴いまして、公債費につきましても、同じく償還を行う必要がございます関係から、地方債に係ります元金392万2,000円と利子4万8,000円、合わせて397万円が繰上償還に係る地方債の償還でございます。

補正内容につきましては、以上でございます。

奥野委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 なければ、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

続いて、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第51号「平成19年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

奥野委員長 満場一致であります。よって、議案第51号は、本委員会において可決されました。

議案第56号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については、本委員会で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 それでは、質疑、意見はございませんか。

中原委員 ご説明をいただきたいんですけども、複雑でよくわかりにくいんですけども、6カ月以上が12カ月以上というところが、職員については大きく変わるところなのかなと。半年の違いではありますけれども、このことで何がどう変わるんかというところを、金額面ですとか、退職金がどうなるのかについて、具体的に説明を求めたいと思います。これは職員ですので、臨時職員も含まれるのかなと思うんですけども、ちょっとそのあたり詳細にご説明いただけたらなと思います。

保井企画部人事課長 12カ月、6カ月ということが1つのポイントにはなっておりますけれども、その原因は、雇用保険法が改正されたところでございます。雇用保険法の一部を改正する法律が、平成19年法律第30号で定められておりまして、今までは、短時間労働者とそれ以外の労働者によりまして、6月と12月という2つの区分がございまして、ですから、雇用保険の受給資格要件が、以前は短時間労働者以外の方は6月、また短時間労働者、これは週20時間とか30時間の労働者の方ですね、いわゆるパート勤務とかというふうにされている方ですけども、この方は12月必要でございました。雇用保険の受給資格の中では必要でございました。これが新たに、雇用保険の失業給付等を受けるために、

すべて12月以上という形に統一されました。ですから、今回、12月以上という形に改正させていただいているところでございます。これが雇用保険というところでございます。

その中で、職員の退職金との関係なんですけども、この条例改正によりまして、職員の退職金自体が何ら変わるわけではございませんが、6月以上の勤務が12月以上という雇用保険と同じ条件になりました。そして、雇用保険と比較して、退職手当が低いか高いかということと比較するわけなんですけども、その金額が、12月が基本になります。ただ、資料6ページ新旧対照表にありますように、特定退職者にあつては6月以上というふうな表現になっています。これは、いわゆる雇用保険の中でも、倒産、解雇等により離職された方は6月というふうになっていますので、12月よりも短い期間が適用されるという場合がございますので、職員が退職して失業した場合でも、解雇等の区分で満たされるものであれば、6月を適用しますということになります。

それで、第10条の改正の中で、どのような形で計算していくのかということがありまして、退職時に職員がいただいた退職手当と、雇用保険法の失業手当の分を比較するわけです。雇用保険の失業給付というものは日額になっておりますので、日額を求めるために、退職金から日額を割りまして、除して得た数に等しい日数を超えて失業している場合には、いわゆる公共職業安定所を通じて、その失業している期間について、退職手当として支給するというようになっております。

ですから、退職金自体は何ら変わりはない。ただ、職員の状況に応じて、失業給付と同じような形で給付するということを想定している条例でございます。

また、臨時職員につきましては、退職手当自体が発生いたしませんので、対象とはなっておりません。

以上です。

中原委員 非常に複雑で、率直に申し上げまして、わかりにくいところではあるんですけども、今の説明を聞いておりますと、差額が発生した場合は、それについては補償がされるという、手当がされているということのようでしたけれども、でしたら、これが変わることで、何ら不利益を受けるものはないというふうに受けとめてよろしいでしょうか。

保井企画部人事課長 雇用保険自体、改正にあわせておりますので、職員自体が不利益というようなことは関係のない条例改正の内容になっております。

中原委員 雇用保険の改正にあわせてというのはわかるんですけども、雇用保険自体に問題はないわけですね。

保井企画部人事課長 雇用保険自体に、私が問題があるかどうかということにつきましては、コメントは差し控えさせていただきますが、今回、行政改革推進法に対応し、雇用保険制度の安定的な運営を確保し、直面する諸課題に対応するため、所要の改正が、平成19年法律第30号で行われたところでございます。

その中では、船員保険制度の統合とかもございまして、さまざまな審議を経て改正されているもので職員、地方公務員とか国家公務員も、その改正にあわせたものに準じて、不利益のないものとするための改正でございまして。

(発言する者あり)

保井企画部人事課長 雇用保険法の改正が、6カ月、12カ月というふうに、昔の中では、短時間労働者以外の一般給付者につきましては6月であった。短時間労働者の場合は、12月必要であったということが改正されたわけです。ですから、12月以上になったというのは、所定労働時間にかかわらず、原則12月以上の被保険者期間が必要になったということでございます。

奥野委員長 よろしいですか。ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 なければ、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございせんか。

(「なし」の声あり)

続いて、賛成討論ございせんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第56号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

奥野委員長 挙手多数であります。よって、議案第56号は、本委員会において可決されました。

議案第57号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については、本会議場で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 それでは、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 なければ、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

続いて、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第57号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

奥野委員長 満場一致であります。よって、議案第57号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案4件については、すべて議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いします。

これで、総務文教委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前10時40分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、  
ここに署名する。

平成19年6月11日

岬町議会

委 員 長                      奥 野                      学